

# 家族や周囲の“見守り”と“気づき”で 高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう！

## ＜今回の相談事例＞

認知症の診断を受けた高齢の母親がテレビショッピングを見ては、商品を注文し、母には必要のない物まで購入している。商品が届く頃には何を注文したか忘れていたようだが、代引きで代金は支払っているようだ。このまま買い続けると支払いが困難になる。解約は可能だろうか。

(50代女性)

## 【アドバイス】

### ●通信販売はクーリング・オフ制度が適用されません。

テレビショッピングは商品が魅力的に見え、つい注文してしまったが後で不要だと気づいた、商品を次々に注文しお金が払えないなどの相談が多く寄せられています。通信販売は消費者自らが検討したうえで注文することができるため、クーリング・オフは適用されません。しかし、認知症と判断されている、お金の管理ができない、判断能力が不十分など場合によっては解約の交渉ができる場合もあります。また、業者に事情を伝え、今後は販売をしないよう申し出ることが可能な場合もありますので、困った時は消費生活センターに相談してください。

### ●家族や周囲の人の見守りが高齢者の消費者トラブル防止になります！

日頃から家族やホームヘルパーなど周囲の人が高齢者の自宅の様子や言動に変化や不審な点がないか気をつけて見守ることが高齢者の消費者トラブルを防ぎます。不審な契約書・請求書がないか、同じような商品や不要な商品が大量にないか、カタログやダイレクトメールなどが大量に届いていないか、生活費が不足するなどお金に困っている様子はないかなど、周囲の「見守り」と「気づき」が大切です。

### ●困ったときや不安に思ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう

## 二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎<sup>いやや!</sup>188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)  
福岡県警察相談窓口 ☎ #9110(24時間対応)



まもりん



みもりん